

Web Appendix 2. 1 企業間信用**【2. 2. 3節, P41 (5. 1. 1節, P89)】****図 A2-1 企業間信用のパターン**

図 A2-1 は、買手（借手）から見た企業間信用の典型的なパターンを示したものです。製品・商品・サービス等が納入されると、売手は後日その代金を請求します。買手は毎月一回**締め日**と呼ばれる基準日を持ち、そのひと月間に届いた請求書をまとめ、支払額を確定します。実際の支払は、締め日の後に到来する**支払日**に行われます。その際に最も良く用いられる支払方法は銀行振込で、支払日に代金を売手の銀行口座に振り込み、売手はすぐにその資金を引き出すことができます。もう一つの支払方法が手形です（→1. 5. 1節, WebAppendix 1.1）。この場合、買手が作成した（振り出した）手形を売手が支払日に受け取ります。手形はすぐには換金できません。**支払期日**（満期日、決済日）（→1. 5. 1節）まで待って取り立てる必要があります。ただし、期日の前に、銀行に安く買ってもらうことで換金することも可能で、これを手形の**割引**と呼びます。

会計実務上の扱いとしては、企業間信用は売手（買手）にとっては資産（負債）項目として、貸借対照表に**売掛金**（**買掛金**）として計上されます。その後手形が振り出された場合には、その時点で**受取手形**（**支払手形**）に代わります。

なお、決済日に買手の資金が不足して手形が換金できなかった場合を**不渡り**といいます。不渡りの情報は即座に銀行間で共有され、6ヶ月以内に2度不渡りを起こすと銀行取引が停止されます。この大きなペナルティのおかげで、手形の支払遅延が起こることは稀です。ただし、2. 2. 3節で触れたとおり、手形の利用は減っており、こうしたペナルティのない銀行振込の利用が増えています。同様のペナルティは紙ベースの手形と同様の機能を電子的に処理し、しかも追加的な機能も持つ電子記録債権（→1. 5. 1節）には付けられていますが、電子記録債権の利用はまだ進んでいません。